

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 1 3 9 8
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4 件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1 4 0 2

公 告

- 特定調達契約の締結【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1 4 0 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 1 4 0 7

訂 正

- 第 2 8 0 6 号の目次の訂正 1 4 0 9

北九州市告示第209号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成24年4月16日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	76台	平成24年 4月10日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	22台	平成24年 4月18日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	27台	平成24年 4月26日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成24年 4月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	19台	平成24年 4月20日	
	1台	平成24年 4月27日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成24年 4月23日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	48台	平成24年 4月19日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成24年 4月12日	
上記以外の小倉南区内自転車放置禁止区域外	6台	平成24年 4月9日	
	1台	平成24年 4月12日	
	2台	平成24年	

		4月16日	
	1台	平成24年 4月17日	
	1台	平成24年 4月19日	
	1台	平成24年 4月27日	
若松区内自転車放置禁止区域外	3台	平成24年 4月13日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成24年 4月17日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区内 自転車放置禁止区域外	1台	平成24年 4月19日	
	3台	平成24年 4月24日	
	1台	平成24年 4月26日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	20台	平成24年 4月27日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	50台	平成24年 4月20日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成24年 4月11日	

上記以外の八幡西区内 自転車放置禁止区域外	11台	平成24年 4月23日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	19台	平成24年 4月25日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	17台	平成24年 4月9日	
上記以外の戸畑区内自 転車放置禁止区域外	4台	平成24年 4月9日	
	2台	平成24年 4月12日	

北九州市告示第 2 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

陣出原町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		小島忠雄	北九州市八幡西区上上津役五丁目 3 0 番 9 号
変更後	平成 2 4 年 4 月 1 日	木村一臣	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 6 番 5 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市八幡西区上上津役五丁目 3 0 番 9 号
変更後	平成 2 4 年 4 月 1 日	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 6 番 5 号

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

貴船台自治町内会

2 代表者の変更

変更 前後 の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		中垣正次	北九州市八幡西区貴船台 3 番 1 号
変更 後	平成 2 2 年 3 月 1 8 日	白石 傳	北九州市八幡西区貴船台 1 1 番 6 号

3 主たる事務所の変更

変更 前後 の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市八幡西区貴船台 3 番 1 号
変更 後	平成 2 2 年 3 月 1 8 日	北九州市八幡西区貴船台 1 1 番 6 号

北九州市告示第 2 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

小森町内自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		山下美彦	北九州市小倉南区大字小森 3 8 2 番地 1
変更後	平成 2 4 年 5 月 1 0 日	花野和寛	北九州市小倉南区大字小森 1 9 番地

北九州市告示第 2 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

ラ・ヴェール葉山町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		園田福夫	北九州市小倉南区葉山町三丁目 1 2 番 1 1 号
変更後	平成 2 4 年 4 月 1 日	栗栖誠一	北九州市小倉南区葉山町三丁目 1 3 番 1 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市小倉南区葉山町三丁目 1 2 番 1 1 号
変更後	平成 2 4 年 4 月 1 日	北九州市小倉南区葉山町三丁目 1 3 番 1 2 号

北九州市公告第344号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成24年度介護保険事務処理システム保守及び運用業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課
北九州市小倉北区域内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年3月30日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区米町一丁目3番1号
- 5 契約金額
4,851万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年5月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
セントシティ北九州
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
北九州都心開発株式会社
代表取締役 中川 清
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ア 変更前
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
北九州都心開発株式会社
代表取締役 中川 清
ほか24者
 - イ 変更後
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
北九州都心開発株式会社
代表取締役 中川 清
ほか23者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
株式会社コレット井筒屋
代表取締役 久保秀樹

ほか43者

イ 変更後

北九州市小倉北区京町三丁目1番1号

株式会社コレット井筒屋

代表取締役 植村哲二郎

ほか41者

4 変更の年月日

平成24年5月1日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため。

6 届出年月日

平成24年5月14日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年5月25日から同年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年9月24日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2806号	1281	◇公告	◇告示	◇公告